

令和3年度 公表の対象となる随意契約

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額 (税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
雑排水管部分更新 工事 一式	事務部 総務課	令和3年8月31日	清水建設株式会社北海道支店 札幌市中央区北1条西2丁目1番	5,632,000円	排水管の影響で患者の受け入れが出来なくなり、早急な更新工事が必要なことから緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
超音波画像診断装置 Vscan Air CL 一式	事務部 総務課	令和3年2月17日	株式会社ムトウ函館支店 函館市豊川祖町2番7号	5,291,000円	補助金を利用した整備で、年度末までの納品が不可欠なことから、緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
気管支 ビデオスコープ	事務部 総務課	令和3年2月17日	株式会社ムトウ函館支店 函館市豊川町2番7号	5,500,000円	補助金を利用した整備で、年度末までの納品が不可欠なことから、緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
回診用 X線撮影装置 Mobile DaRt Evolution	事務部 総務課	令和3年2月17日	株式会社ムトウ函館支店 函館市豊川町2番7号	32,780,000円	補助金を利用した整備で、年度末までの納品が不可欠なことから、緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
生体情報モニター 一式	事務部 総務課	令和3年2月17日	株式会社ムトウ函館支店 函館市豊川町2番7号	8,800,000円	補助金を利用した整備で、年度末までの納品が不可欠なことから、緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
一般 X線撮影装置 一式	事務部 総務課	令和3年2月17日	株式会社ムトウ函館支店 函館市豊川町2番7号	21,780,000円	補助金を利用した整備で、年度末までの納品が不可欠なことから、緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	